

2005年夏号

事務所HPアドレス
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>

事務所だより

カッとび

発行

東葛総合法律事務所

編集責任者 左近允寛久

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29

住友生命松戸ビル5階

電話 047-367-1313代

FAX 047-367-1319

残暑お見舞い申し上げます



松戸の今… (伊勢丹の近くで) 撮影 石坂 満さん

一九四六年六月二十六日、衆議院で、当時の首相吉田茂氏が以下のように答弁しました。

「戦争放棄に関する本条の規定は、直接には自衛権を否定しておりませぬが、九条二項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名において闘われたのであります。満州事変しかり、大東亜戦争またしかりです。…交戦権は、まず第一、自ら進んで放棄する…ことによって全世界の平和確立の基礎をなす…この決意を、この憲法において表明したいと思っております」

そして、今、軍事大国となった日本。変えるべきは憲法ではなく、大きく曲がった現実です。憲法の目指す社会に近づくように、努力しましょう。

東葛総合法律事務所

- 代表 弁護士 蒲田 孝代
- 弁護士 及川 智志
- 弁護士 福富美穂子
- 弁護士 左近允寛久
- 弁護士 齋藤 雅子
- 弁護士 田中 淳哉
- 事務局長 小久保雅弘
- 事務局員 一同

人類の歴史と世界の流れから見る

日本国憲法9条

弁護士 田中淳哉



1. 憲法を変える、という話

最近「憲法を変えよう」という話をよく耳にするようになりまし。衆議院・参議院に設置された憲法調査会は今年四月に相次いで報告書を作成しています。政党では、自民党が今年の八月一日、「新憲法第二次案」を発表。民主党や公明党も昨年六月の「論点整理」・中間報告」に続いて「憲法提言」を出すとしています。財界団体の幹部やアメリカの大統領もこれまでになく露骨に改憲を口にするようになってい

す。

改憲派の目標は「まず自衛隊を軍隊として位置づけることです。次に集団的自衛権の行使も可能となるようにする必要がある」とあります。「自民党」憲法改正のポイント」と非常にはっきりしています。つまり軍隊としての自衛隊を憲法で認め、同盟関係にあるアメリカと一緒になっていつでもどこへでも出て行けるようにするということです。これはアメリカ側の意図とも一致しています(われわれの戦略目標は、国内・国外の有識なパートナーの支援と援助なくして達成出来ない。我々はパートナーの能力および米軍と共同作業をおこなう能力を高めることを望んでいる)。(二〇〇五年三月「米国家防衛戦略」)。アメリカは、「八九〇年以降だけでも、他国に對し一三五回の軍事介入

をしており(日P「アメリカ軍事介入の二世紀」、現在も明確に先制攻撃戦略をとっている国です(二〇〇二年九月「国家安全保障戦略」)。二〇〇五年三月「米国家防衛戦略」、同「米国家軍事戦略」等)。アメリカがイラク戦争のように無法な先制攻撃を行う場合、これに加担して自衛隊が海外に出て行くことになれば、「国際社会の平和と安定」に貢献するどころか、アジアと世界に重大な軍事的緊張と危険をつくりだす根源の国となってしまうでしょう。

2. 世界ですすむ大きな変化

日本国内だけをみていると、日本がそのような道を選ぶのは仕方ないことのようにも思えます。テロを防ぎ平和な世界をつくるには強いアメリカと一緒にいって積極的な

憲法が危機にさらされている中、今、戦前の状況とまるで変わらない弾圧事件が立て続けに起こっています。昨年二月には、市民運動のメンバーが「イラク派兵反対」のビラを立川

ビラまきで逮捕・起訴 言論弾圧を許さない 弁護士 左近允寛久



の自衛隊官舎に配布した行為が住居侵入として、翌月には公務員が休日を利用して政党のビラを配布した行為が国家公務員法違反として、昨年二月には板橋高校の卒業式で「君が代斉唱の際には着席を」と呼びかけた元教師の行為を業務妨害として、今年一月には政党のビラをマンションの共用廊下を通じて配布した行為が住居侵入として、

軍事行動を展開しなければならぬのではないかと。しかし、世界に目を向けるとこの選択が未来のない暗い道につながっていることが分かります。

(1)イラク戦争で示された国際世論

イラク戦争がはじまる前から、アメリカの軍事攻撃に反対する運動が文字通り地球を覆う規模と広がりで起こりました。数百万人規模の反戦デモが世界各地で行われ、「同時多発的反戦デモ」など

とも言われました。このような早い時期にこれほど大きな規模の運動が繰り広げられたのはベトナム戦争やアフガニスタン侵略戦争当時にもなかったことです。この運動が単に「戦争反対」をいうにとどまらず、「国連憲章に基づく平和的解決を」という建設的要求を掲げたことも注目されます。

争に「反対」の立場を表明しました。「賛成」の立場をとったのは四九カ国に過ぎず、このうち派兵した国は二六カ国です。派兵した後、撤退した国は撤退を表明する国が統々とあらわれ、現在では半分以上の国が撤退を完了しています。未だに各地でテロが繰り返される泥沼状態となっているイラクの現状は、どちらの選択が正しかったのかを如実に物語っているといえるでしょう。

(2)軍事同盟の解体と地域安全保障の広がり
イラク戦争反対の国が圧倒的多数となったのは、アメリカの無法なやり方に対する直接的な批判という面もありますが、その背後には軍事同盟の解体と地域安全保障の広がりという世界の大きな流れがありました。国連憲章は、一九四五年、国際連盟が第一次世界大戦を防げなかったことからの教訓から、「五大国の協調により戦争を防

いずれも逮捕・起訴されました。いずれも政治的主張を含む言論・表現活動に対する弾圧であり、しかも戦争加担や憲法改憲に対する反対の声が高まる中で連続的に引き起こされたものであって、明らかに国民の声を封じるために自由な意見を表明することを許さないために行われた行為であることは明白です。

また、このような動きの中で、「ビラまきが怖くなった」という声も聞きます。しかし、このような萎縮効果をもたらすことこそ権力の思うつばです。一人では行動せず、交通法規などの基本的ルールは守り、何かあればすぐに弁護士等に連絡し、警察に対しては毅然とした態度で、調書などには署名しない、という対応をしましょう。当事務所ですぐに対応します。



NPT再検討会議に合わせて集まった各国のNGO、労組、市民団体による国連本部からセントラルパークまでのデモ行進。写真は日本から参加した労組、市民団体の列（2005年5月1日、ニューヨーク・撮影=森住卓）（適合提供）

く」という考えに基づいてつくられました。しかし米ソがそれぞれ軍事プロットをつくって対抗したために「五大国の協同」が望めなくなり、国連は事実上の機能不全の状態で陥りました。このことにより憲法9条もその理念を現実化することが困難な状況が続きました。しかし、ソ連崩壊後、軍事プロット体制が崩れ、地域安全保障の考え方が着実に広がっています。

いかなる軍事同盟にも加わらない非同盟諸国会議は、加盟国が増え続けており、現在では国連加盟国の三分の二以上の国がこれを構成しています。アジアでは二四カ国中実に二一カ国が加盟しています。残る三方国のうち中国はオプザーバーとして参加しているため、関わりをもっていない国は日本と韓国だけという状況になります。

東南アジアでは、一九六七年につくられたASEAN（東南アジア諸国連合）が軍事同盟としての性質を変え、一九七六年に「意見の相違または紛争の平和的手段による解決」「武力による威嚇または武力の行使の放棄」をうたった東南アジア友好協力条約が採択されています。これには東南アジア諸国のみならず、中国、インド、日本、韓国、ロシアなど二七カ国が調印しており、世界人口の半数を超える三三億人の人口を擁する巨大な平和の潮流をつくりだしています。またASEAN諸国に日本、中国、韓国の三国を加えて、東アジア共同体（EAC）をつくることも提議されています。

アメリカと中南米諸国による米州相互援助条約も、〇一年にメキシコが脱退を表明し、軍事同盟としての機能を失っています。〇四年一二月南米二二カ国が「国家の平等な主権」「紛争の平和的解決」をうたったクスコ宣言を採択し、南米共同体をつくる方針を決めました。

アメリカとカナダ、ヨーロッパ諸国との軍事同盟条約である北大西洋条約機構は、フランス、ドイツ、カナダ、ベルギーなどがイラク戦争に反対したため分裂状態に陥っています。〇四年欧州連合諸国が「国連憲章の原則の尊重」を明記した欧州憲法を採択・調印しました。

オーストラリア、ニュージーランド、米国相互安全保障条約も八六年以来、ニュージーランドの非核政策によって機能しなくなりました。こうした世界の流れをみると、憲法を変えてまでアメリカとの軍事同盟強化に突き進もうとする日本の異常さは際立っています。

この「平和・安全保障・軍縮グループ報告書」では「すべての国がその憲法において日本国憲法9条に表現されている戦争放棄原則を採択する」という提案がなされています。スペインには日本国憲法9条の碑があります。「日本には軍隊放棄をうたい、永久に戦争をしないことを定めた平和憲法がある。広島・長崎の悲惨な体験をした国だからに違いない」と市長が感動して作ったとのこと。アメリカには9条の会があるそうです。創設者であるオハイオ大学名誉教授のチャールズ・オーバリー氏は「第9条は全人類への未来からの贈り物である。」と述べています。

（3）憲法9条に対する世界の注目
軍事同盟の解体から地域安全保障への大転換がすすむなか、国連の集団安全保障の考えに基づき、それをさらに徹底した内容をもつ憲法の平和主義は今まさに「旬」を迎えています。日本の憲法9条に世界の注目が集まっているのです。

（4）憲法9条の波及効果
憲法9条の理念は世界に波及しています。「軍隊」を持たないことを憲法上定めている国は現在、コスタリカ、アイスランド、リヒテンシュタイン、サンマリノ、モナコ、パチカン、マルディブ、西サモア、ナウル、ガンビア、モリシヤスの二一カ国あります。そして現実には「軍隊」をもっていない国は、コスタリカ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、パチカン、西サモア、ナウル、モリシヤス、キリバス、ツバル、バハマ、ドミニカ、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、ゴモロ、一七カ国にのぼります（浜林正夫ら「憲法と平和を考える。いま、なぜ改憲（改憲草案）か」学習の友社）。何を「軍隊」とするかという点の評価は微妙な問題があり、一律に評価することは出来ませんが、9条の理念をひきついだ国がこれだけあるということは言えると思います。

また、日本は憲法9条をもつ国として国際的信用をかちえてきました。国連はこの一〇年間、小型武器（自動小銃、ライフル等）を規制するための取組みをすすめてきました。実際の紛争において人の命を奪っているのは、大量破壊兵器ではなく小型武器だからです（年間五〇万人にも上るとの指摘がある）。小型武器規制に向けた取組みを検討する「政府専門家

世界が軍事同盟解体に向かう一方で…

日米安保条約	地球規模に拡大・強化
米・フィリピン相互防衛条約	1992年に基地撤去
米韓相互防衛条約	在韓基地削減の動き
SEATO (東南アジア条約機構)	1977年に解体
ANZUS (米・豪・ニュージーランド) 条約	1986年以降、機能停止
米州相互援助条約 (中南米)	2001年メキシコが条約脱退
NATO (北大西洋条約機構)	イラク戦争で分裂 (独首相「NATOは戦略を協議、調整するための主要な場所ではなくなった」)

パネル」(九五五年秋)、「政府専門家グループ」(九七年)はいずれも日本が議長国となりました。○三年七月の小型武器規制会合では全会一致で報告書を探択しましたがこの議長をつとめたのも日本の猪口邦子氏でした。国連が日本にこのような重要な役割を求めたのは、日本が憲法9条をもち、それに基づいて武器輸出三原則を堅持してきたか

らです。世界中どの紛争地に行っても日本製の武器はない、そんな日本が議長だったからこそ全会一致で報告書が採択されたのです。(東京新聞) ○四年五月四日付で猪口氏)。

3. 国連憲章と日本国憲法9条と人類の教訓のうえにたつて

憲法9条がこれほどのインパクトを与えるのは

なぜでしょうか。その答えは憲法9条がつくられた背景と、その先駆的な内容にあります。人類は五五〇〇年間に一万四五〇〇回以上の戦争をおこしており、それによる死者総数は四〇億人以上であるとの研究があります(福山秀夫「平和運動原論」学習の友社)。特に二〇世紀には二度の大きな戦争があり、第一次大戦では約一〇〇〇万人、第二次大戦では約六〇〇〇万人がその尊い命を落としました。この惨禍を人類全体の教訓として「戦争が人類を滅ぼす前に、人類が戦争を滅ぼそう」との思いから戦争違法化を徹底する国連憲章がつくられました。

憲法9条は、国連憲章が定めた戦争違法化をさらに一歩推し進めて、戦争と戦力のいっさいを放棄するとしたのです。国連憲章と憲法との関係は憲法公布の日に関法調局が出した次のような文書に端的に示されています。「わが国としては、国際連合もまた、究極において目的としているのが、戦争なき世界の確立というにあることを思ひ、進んで国際連合をも

4. 憲法9条を守る(1)の国際的意義

(1) 憲法「改正」がもたらすもの

九七年から〇〇年まで国際司法裁判所元副所長をつとめたウィラマント氏は、「もし今、9条を意図的に変更しようとするならば、それは、日本がおこなった戦争放棄の宣言を自ら投げ捨て、国内の近隣諸国に告知することを意味するといえるでしょう。日本国憲法第9条は、大國が交戦権を放棄したという点で傑出しています。その憲法は、世界でも数少ない軍事力否定の素晴らしい憲法であり、国際法学者の観点からもっと多くの國がこのような憲法を持つべきだと考えます。」(しんぶん赤旗) ○四年八月二二日付」としています。戦争放棄の宣言を投げ捨てればアジアでの孤立という結果を招くことは疑いありません。

(2) 憲法9条を国民のものにする

9条の会の発起人でもある作家の井上ひさしさんは「世界中の人達があっちこちで血を流して獲得してきたよきものが、戦後の日本に持ち込まれた。そこでばかりの責任は、そういった世界の歴史からの贈り物を身にしみこませ自分の本能にすること」だと述べています。「身体にしみこませ、本能にする」といふことは一朝一夕に出ることはありません。しかし、9条の理念をより具体化していく新しい取組みが国内でも広がっています。ジュネーブ諸条約追加第一議定書(一九七七採択)には、無防備地域に対する攻撃を禁ずる規定(五九条)があります。「戦闘員や兵器軍用施設がないこと、施設が軍事目的に使用されないこと、当局や住民による敵対行為が行われていないこと、軍事行動を支援する活動が行われていないこと」の要件をみたす場合には、無防備地域であることを宣言することができ、この地域を攻撃することは国際法に違反することになるのです。日本もこの議定書を〇四年に批准したこと

動きが各地方自治体で広がりはじめています。

(3) 憲法9条を守る国際的意義

国際社会はいま、一武力によらない紛争解決」を現実にも模索する段階に到達しています。その流れを先取り的に体現した憲法9条を日本国民が新たに選択しなされた場合、世界に大きなインパクトをあたえることができるでしょう。逆に世界の流れに逆らう9条を投げ捨てて「武力による紛争解決」の道を突き進むならば、日本と世界の未来にとって暗い影をおとす結果となるでしょう。世界の飢餓人口は八億五〇〇〇万人おり、毎日二万五〇〇〇人が飢餓に関連して亡くなっています(国連世界食糧計画)。世界食糧計画広報官の榎本かおる氏は、一日につき約一〇〇円あれば三人を助けることが出来るといいます。年間八〇兆円にのぼる世界の軍事費の一〇分の一でも飢餓と貧困の救済にあてられたら、日本で憲法9条を守ることがその大きな目標に向けた力強い第一歩となることは疑いありません。

商工ローン問題

SFCG (旧商工ファンド) に対する訴訟が終了

弁護士 及川智志



二〇〇〇年の提訴から足掛け六年、商工ローン大手のSFCG(旧商工ファンド)に対する不当利得(過払金)返還請求訴訟が、二〇〇五年七月二十四日の東京高裁判決をもって、ようやく終了しました。応援してくださった皆様には感謝を込めて、ご報告申し上げます。

商工ローンとは、零細中小企業向けの高利貸のことです。その中でもSFCGは、悪質業者として有名です。というのでも、同社は、わざわざ経営が傾きかけた企業を主債務者として年利四〇％程度(二〇〇〇年六月以前)という超高金利の金を貸し、高利を食うだけ食うと、主債務者を倒産に追い込み、あとは保証人から元金を回収するという悪辣な金貸し業を営んでいるからです。保証人が逆らおうものなら、

それこそSFCGの真骨頂発露です。決してお上品とはいえない連日連夜の催促だけにとどまらず、訴訟の連発、さらには仮差押え、給料等の差押えと止まるどころを知らぬ回収ラッシュをかけて、保証人を物心両面で追い詰めていきます。そうして自殺に追い込まれる債務者・保証人も少なくありません。

本件は、一審、控訴審と連敗の後、二〇〇四年二月二〇日に最高裁で逆転勝訴判決を得ていました。同日、最高裁は、貸金業規制法は厳格に(一)債務者有利に(二)解釈すべきであるとの画期的判断を示しました。ただ、審理を尽くさせるため、本件を東京高裁に差し戻していただきました。その差戻審判決がこの度下されたという事です。

布川事件の第二次再審請求の申立をして三年半がたちました。昨年一月月に弁護人側の最終意見書を裁判所に提出し、現在、裁判所の決定を今か今かと待っている状況です。この夏あるいは初秋にも決定が出される可能性が高いと言われており、

弁護団では決定がなされたときの対応準備をしています。最終意見書を出した後も裁判官との面談を重ね、布川事件の真実を正しく見極めていただくよう弁護団も強く要請しています。「無実の者は無罪に！」との国民の大きな声が「再審開始決定」を裁判官に書かせる最後の一押しになります。大詰めを迎えた布川事件へ、より一層のご支援をお願いいたします。

布川事件 決定間近!!

弁護士 福富美穂子



薬害イレッサ訴訟

弁護士 左近允寛久

抗がん剤「イレッサ」は、「夢の新薬」として、あなたも効果絶大でしかも副作用の少ない薬であるかのような大量宣伝のもとで、約二年前前に販売開始されました。

ところが、販売開始直後から間質性肺炎などによる副作用の死亡者が急増し、今年四月までに確認されているだけで六〇七名もの人が命を落とされています。このような短

期間でこれほどの患者さんの命を奪った医薬品は例がありません。現在、東京と大阪で、イレッサにより命を奪われた患者の遺族が、国とイギリスの製薬会社アストラゼネカを相手に裁判を提起しています。

私も弁護団に参加しています。繰り返される薬害を今度こそ根絶するため、ご支援いただければ幸いです。

随想

25年間をふりかえって

思い出あれこれ

弁護士 蒲田孝代



今から二五年前、私が入所した時の事務所は「大橋ビル」にありました。私の机は小久保現事務所局長の隣、三〇センチメートルも離れていない状態でしたが、大笑い!

布川事件の第一次再審の自白書の意見書作成を担当しましたが、重要証人に面談に行けとの指令を受け、行ったのはよい

のですが、遅えてくれたのは真つ黒の二頭の大きな犬(大嫌い!)。あの怖さは忘れられません。小関弁護士と取り組んだ少年えん罪事件、真犯人と何とか接触しよう

と延々と待ち続けたときのあのつらさ... 労働事件では現場に足を運んで、喧嘩みたいな議論をがんがんとや

り夜中の集会も多く、だんだんと気分が知れてきてしんどい現場ばかりであったけれど、楽しかった! 某組合の忘年会の後、

某大学の特別講義の講師や婦人雑誌にシリーズで著作権についての掲載をしたことは、ちょっと新鮮でした。広がりのある仕事だったと思います。

「事務所二〇周年祝賀会」が案内状を印刷する直前で中止になったことは残念な出来事でした。なにほどもあれ、山あり谷ありの二五年前でした。友の会の活発化と事務所の活力は、事務所の大切な礎です。さあ、事務所三一年目に向けて新たに出發だ!

接見妨害国賠訴訟

原告敗訴 直ちに控訴

弁護士 齋藤 雅子



以前、ご紹介した接見妨害国賠訴訟、皆さんは憶えていますか？当事務所の左近允弁護士が、警察署において、被疑者

との面会（接見）を妨害された事件です。弁護団が結成され、千葉県の責任を迫るべく訴訟を行っていました。

先日七月十五日、その判決が下されました。原告の請求を棄却する。左近允弁護士の請求を認めないという判決です。裁判所は、警察が行っ

た妨害行為を次のように評価しました。左近允弁護士が待たされた約一時間のうち半分近くは、左近允弁護士が待つことを了承していた。警察の行為が違法な妨害と言え

た妨害行為を次のように評価しました。左近允弁護士が待たされた約一時間のうち半分近くは、左近允弁護士が待つことを了承していた。警察の行為が違法な妨害と言え

た妨害行為を次のように評価しました。左近允弁護士が待たされた約一時間のうち半分近くは、左近允弁護士が待つことを了承していた。警察の行為が違法な妨害と言え

た妨害行為を次のように評価しました。左近允弁護士が待たされた約一時間のうち半分近くは、左近允弁護士が待つことを了承していた。警察の行為が違法な妨害と言え

薬害肝炎訴訟 原告本人尋問始まる 弁護士 田中 淳哉

薬害肝炎訴訟は、現在5つの裁判所でたたくわれています。福岡や大阪では原告本人尋問がはじまっています。

分の将来がいつ死ぬかも分からないという状況の中で、うつしてしまうのではないかと、ものすごい恐怖感がありました。自分には感染症であると彼女に告げられたときに、彼女が私にうつしてほしいとまで言ってくれたんです

いたけれど、「病気がわかってからは」そんなこともばかばかしく聞かえて。私の場合は、将来を考えると、将来を確保するほうが先だ、と。友だちのことをうらやましく思ったり、卑屈になつたりする自分がいやになつたりしました。

福岡や大阪では来年初めに控訴しました。この問題は、今後、控訴審で争われることとなります。

福岡や大阪では来年初めに控訴しました。この問題は、今後、控訴審で争われることとなります。

福岡や大阪では来年初めに控訴しました。この問題は、今後、控訴審で争われることとなります。

福岡や大阪では来年初めに控訴しました。この問題は、今後、控訴審で争われることとなります。



新潟県・清津峡の近くにて（友の会旅行）

友の会 コーナー

六月十八日、一九日の二日間、友の会恒例のバス旅行がありました。行き先は新潟県六日町温泉。

新潟中越地震の復興に少しでもお役に立てればと、行き先を決めたとのことでした。

西福寺・開山堂の彫刻、日本三大峡谷の清津峡など見どころがたくさんありました。

個人情報について

二〇〇五年四月一日、「個人情報保護に関する法律」のうち、民間事業者への義務規定が施行されました。

このように判決を容認することはできず、左近允弁護士・弁護団は、直ちに控訴しました。

「個人情報保護に関する法律」のうち、民間事業者への義務規定が施行されました。これにより、民間でも「個人情報取扱事業者」にあたる者は、情報の利用目的を明示し、原則、その範囲で利用すること、情報の漏洩・毀損を防ぐための必要な措置をとること、本人からの情報に関する請求に応じること等が要求されます。

編集後記

今年夏号の発行が若干遅くなってしまいました。この間、衆議院が解散され、来月、総選挙が行われることになりました。

憲法を大切に政治はどうですか。最近の弾圧事件を見るに付け、つくづくそのことを思います。▼マスコミが煽る表面的な対立のみに惑わされて、将来に禍根を残すような選択だけは決してしたくないものです。(S)